

オーストラリアのエッセンスが3分で分かる

清水の

# 豪援隊かわら版



清水ヒデキ

豪援隊隊長・

弁護士・移民コンサルタント  
(MARN: 9900985)

「オーストラリアから日本を援けよう」と豪援隊発足。16歳に単身オーストラリアに留学。その後ボンド大学卒業後、QLD州弁護士資格取得。長年に渡り、日本人ならびに日系企業、世界各国のクライアントのコンサルタント業務に従事。

## <今月のジョーク！>

**その1:** 本格的なカレー屋

昨日、仕事の帰りにインド人がやってるカレー屋に言ったんだけど、カレー注文したらスプーンがついてこなくて「あ、本格的な店なんだ」とか思って手で食ってたら、半分くらい食ったときに、インド人の店員が奥からすげー申し訳なさそうな顔してスプーン持ってきた

**その2:**

2匹の毒蛇が散歩をしていた。1匹の蛇がもう1匹に訊いた。

「僕たちって本当に毒持ってるの？」 『ああ持ってるよ。象だって倒しちゃうんだぜ』

「へえ??」 『なんでそんなこと訊くんたい?』 「さっき舌かんじやったんだ。」

**その3:**

ボブ 「ママ?ボクもう学校へ行きたくないんだ。。」

ママ 「どうして?学校でイジメられるの?」

ボブ 「イジメられるってかさ、皆ボクの事を煙たがったり誤解してなにかもう何もかも嫌になっちゃったんだ」

ママ 「嫌な事だってあれば楽しい事だってあるでしょ?学校は面白いコよ」

ボブ 「そもそも何で学校へ行かなくちゃいけないの!学校が義務教育だから?」

ママ 「だってアナタは校長先生でしょ」

(ジョーク集より)

## <今月の新着情報>

### 事業・投資家ビザ改正

先月号のスポンサー付きビジネスビザに続いて、更に5月末に事業家・投資家ビザの大幅な改正も7月1日から導入されることが発表されました。この記事を書いている時点では、まだ概略だけの発表しかされていないので、これから発表される詳細が分かり次第、お知らせしますが、大まかな内容としては以下となります。

1 今まで13サブクラスに別れていたビザが、わずか3種類のサブクラスに統合されます。

詳しい詳細は、こちらのリンクから

<http://www.immi.gov.au/skilled/business/business-skills-program-reforms-1jul12.htm>

2 ベンチャー企業に対する投資の増加、そうした企業の育成を助長する事を目的とする。そのため、今まで4年間で結果を出せなければ永住権に繋がらなかった暫定ビザの4年間のビザ期間を更に2年延長することが場合によっては可能となる。

3 7月から導入される SkillSelect システムを通じて、各州政府からのスポンサーを得る仕組みとなる。

4 州政府債券投資の最低額が150万ドルとなる。

5 新たに Significant Investor ビザという枠が設けられ、500万ドル以上の投資に関しては、州政府債券以外の投資も投資対象として認める。

## <今月の注目記事> The Australian 紙 5月25日付

(労働党ビザをエサに海外投資家にアプローチ)

新着情報にてお知らせした改正に関する記事です。基本的に、こうしたお金を持っている事業家や投資家を優遇するという政策は自由党・国民党の制作方針なのですが、短期的な景気浮揚効果を狙って投資金額を増加させたり、500万ドル以上であれば公的債券以外の投資も認めるというのはシンガポールやカナダ等のその他の移民対象国との国際競争という点からも必要なことでした。そのため、通常の労働党移民政策とはかけ離れた政策という印象ですが、今後のオーストラリアの国際競争力を高める海外資本を集めるという意味では評価されると思います。しかし、これ以上にもっと魅力的にするとしたら、後は税金をもっと安くすることでしょうね。

## <今日の商売とビジネスに役立つ格言>

『出来るか出来ないかわからぬ時は、出来ると思って努力せよ。』  
(三宅雪嶺)

『無理に売るな。客の好むものも売るな。客のためになるものを売れ。』  
(松下 幸之助)

『人間は笑うという才能によって、他のあらゆる生物よりも優れている。』  
(ジョゼフ・アディソン)

このかわら版、またはビザに関する質問、お問い合わせは、こちらまでお気軽に!



ALC ビザコンサルタント

QLD州以外の方にも、ご利用しやすくなりました!

ゴールドコースト事務所  
シドニー 事務所

住所: Suite7, 155 Varsity Parade Varsity Lakes QLD 4227

住所: 24 Lewis Way Newington NSW 2127

電話: 1300 365 811, +61-7-5630-6505, Fax: +61-7-3319-6131 (担当: 関)

E mail: [info@alcvisa.com](mailto:info@alcvisa.com) Website: [www.alcvisa.com](http://www.alcvisa.com)

東京事務所 (担当: 西川・松本)

〒170-0013

東京都豊島区東池袋

4-25-12 池袋今泉ビル 6F

電話: +81-3-3985-6003

Fax: +81-3-3985-6009